

# 73 家畜伝染病・家畜衛生対策

令和7年度補正予算額 3,862百万円

## ＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給等を図るため、家畜伝染病の発生等に対し緊急的に対応が必要なものについて、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病等の発生予防及びまん延防止対策や、水際検疫体制及び獣医療提供体制の強化に取り組みます。

## ＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止等による畜産業の生産基盤強化

### ＜事業の内容＞

#### 1. 家畜伝染病予防費 2,905百万円

家畜伝染病予防法の規定に基づき、負担金・手当金等の交付を行います。

#### 2. 農場・地域における発生予防及びまん延防止対策の強化 482百万円

- ① 養鶏密集地域・鳥インフルエンザの複数の発生があった地域での対策強化として、地域での消毒薬や不織布等の備蓄や、カラス・野鳥対策を支援します。また、野鳥飛来地での緊急消毒やため池での野鳥飛来防止対策について支援します。
- ② 養豚場への豚熱、アフリカ豚熱の侵入を防止するため、野生動物や雨水の侵入防止効果が高い「壁」の整備等を支援します。

#### 3. 家畜伝染病等の発生時に備えた封じ込め対策 401百万円

家畜伝染病等が発生した際に、迅速かつ的確にまん延防止措置を講じるため、移動式レンダリング装置の配備やランピースキン病のワクチンの備蓄等を行います。

#### 4. 水際検疫体制緊急強化対策 47百万円

輸入検査体制の維持・水際検疫の強化を図るため、動植物検疫探知犬の計画的な育成及び訓練等のための施設を整備します。

#### 5. 産業動物遠隔診療の推進に対する支援 28百万円

畜産業の生産基盤強化を図るため、診療効率の向上・獣医療提供体制の強化に向けて、診療機器の導入等の遠隔診療の高度化を支援します。

### ＜事業の流れ＞

負担 (10/10、1/2 (法律補助))

→ 定額、1/2以内

→ 定額、1/2以内

→ 委託

→ 定額

都道府県・家畜等所有者 (1の事業)

※ 3の一部、4の事業  
については直轄で実施

都道府県 (2、3の一部の事業)

都道府県 (3の一部の事業)

民間団体等 (5の事業)

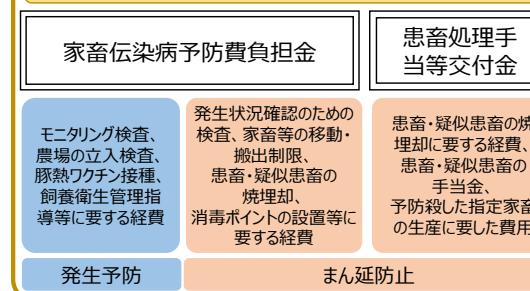
※ 3の一部の事業

民間団体等 (2の一部の事業)

民間団体等 (1～4の事業)

### ＜事業イメージ＞

#### 1. 家畜伝染病予防費



#### 4. 水際検疫体制緊急強化対策

動植物検疫探知犬による検査体制の強化

既存施設の改修工事を実施し、より適切な環境下で動植物検疫探知犬の育成及び訓練を行います。



#### 5. 産業動物遠隔診療の推進



#### 2. 農場・地域における家畜衛生対策の強化

##### ① 不織布



##### ① カラス・野鳥対策



##### ① 野鳥飛来防止対策



##### ② 野生動物侵入防止壁



【お問い合わせ先】

(1～4の事業) 消費・安全局動物衛生課

(03-3502-5994)

(5の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課

(03-6744-2103)